

大村市医師会訪問看護ステーション運営規程

指定訪問看護

（事業の目的）

- 第1条 一般社団法人大村市医師会が開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 大村市医師会訪問看護ステーション
 - 二 所在地 大村市本町458番地2 中心市街地複合ビル3階

（職員の職種、員数、及び

職務内容）

- 第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 常勤職員 1名（看護師）
管理者は、ステーション従業員の管理及び指定訪問看護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
 - 二 訪問看護師等 2. 5名以上（常勤換算）
訪問看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
 - 三 理学療法士、作業療法士 1名以上
理学療法士等は、医師の指示に基づき利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。
 - 四 事務職員 1名
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
 - 三 休業日 土・日曜日、国民の祝日・休日、年末・年始（12月29日～1月3日）
 - 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとり、緊急時対応可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 医療機器（在宅酸素・人工呼吸器など）・カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準定額によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

- 2 死後の処置料は、15,000円を徴収する。
- 3 前1, 2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大村市内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護（リハビリテーション）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医・家族に連絡し、適切な処置を行うこととする。

前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医・家族に報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 虐待があった際の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

- 第12条 1 事業所は職場におけるハラスメント対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が動きやすい環境づくりを目指します。
- 3 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(事業継続計画)

- 第13条 事業継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染予防対策)

- 第14条 事業所は感染予防対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図り、対応指針などを作成し掲示を行う。
- また、勉強会や訓練を実施し感染対策に対する意識の向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 訪問看護ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後に研修（同行訪問）をする。
 - 二 継続研修 年12回以上（事業所内・外）
 - 三 職員の研修計画を立て、1～2研修/年の参加を勧める。
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般社団法人大村市医師会で協議のうえ定めるものとする。

(付 則)

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

改 定	令和 3年	4月 1日
改 定	令和 3年	9月 1日
改 定	令和 3年	9月21日
改 定	令和 5年	1月30日
改 定	令和 5年	4月 1日
改 定	令和 6年	1月 1日
改 定	令和 6年	4月 1日
改 定	令和 7年	4月 1日
改 定	令和 8年	4月 1日